

第2回災害時要配慮者避難体制構築推進会議資料

1. 課題

- ・個別避難計画の策定に向け、庁舎内での役割や連携体制が定まっていない
- ・実効性のある計画とするため、対象者への聞き取りや地区内での意見交換等についてどのように進めていくかが課題。

2. 今年度の取組

- ① 関係部署において役割について打合せ。
- ② 国の事業であるピアサポートを活用し、モデル事業の担当者から策定方法について学ぶ。
- ③ 関係課及び事業所と災害時の対応についてワークショップを実施し災害時に必要な情報や行動について共有。
- ④ モデル地区を選定し、個別避難計画の作成を実施。
- ⑤ モデル地区において、対象者及び地域住民と一緒に意見交換を行いながら個別避難計画の作成を実施。

3. 今年度の作成実績

9名 (1地区)

4. 今後の課題について

計画を作って終わりではなくこれをもとにした訓練や見直しを行うことで防災意識を更に高めていくことが必要。

要配慮者避難体制構築について

尾花沢市

① 計画作成における課題

- 要配慮者の掌握とそのデータ管理

要配慮者本人及び生活環境の変化、緊急連絡先等の修正及び更新作業などの業務が煩雑となる。

→ 本人からの情報提供及び区長、民生委員との連携により、努めて最新の状態に情報を管理

- 要配慮者が避難等する際の介助者の確保

緊急連絡先が、他県及び近傍から離れている又は高齢者

→ 努めて近所の方々又は消防団にお願いなどを、民生委員等関係者を通じて依頼

• 福祉課に配置された単独パソコンにより、要配慮者のデータを管理しているため、他の課との情報共有が難しい。

- ★ 令和6年度に、要配慮者個別避難システム（仮称）導入により、要配慮者の避難要領の掌握が容易になる。

（本要配慮者のデータとハザードマップ、住基、庁内システムデータを取込むことにより、迅速な情報共有及び災害等対応が容易になると考えられる。）

② 今年度の取組

- 年度当初各種会議等により、区長・民生委員・消防団等の関係機関に対し要配慮者名簿を提供。じご、修正等を経て最新化

適宜、各会合等で情報提供を呼びかけ、民生委員の声がけで、情報収集を実施

- 要配慮者個別避難システムを含めた地図システム導入にむけ、庁内プロジェクトチームによる検証

③ 今年度の計画作成実績

対象670人中1件

※ モデル世帯として1件作成

【新庄市】令和5年度個別避難計画の取組について

令和5年2月
新庄市環境課地域防災室

1. 令和5年4月現在における本市の策定状況

- ・策定実績：0件
- ・様式整備等：未整備
- ・作成方法等：未検討 (※避難時要支援者名簿登録者：約400名)
- ・策定に向けた課題：庁内関係課間での連携体制整備

2. 令和5年度の取組経過

(1) 庁内検討

項目	概要
様式の作成	・他自治体の事例を参考に、本市の個別避難計画様式を作成
作成方法の検討	i) 福祉専門職との連携による作成の是非 ・令和6年度から予算措置のうえ実施することを検討 ⇒一旦見送ることに(連携することの必要性について庁内合意が得られなかった) ⇒福祉事務所の職員が対象者宅に直接赴き作成することとした
	ii) 作成に係る優先順位の検討 ・名簿登録者約400名に作成の声かけを行うに際しての順番を検討 ⇒水平避難が明らかに必要な居住地の方(土砂災害(特別)警戒区域)を第1優先者として、順次作成することとした ※土砂災害(特別)警戒区域内に居住する名簿登録者数：7名

(2) 県庁・アドバイザーとの検討

モデル事業における県の取組の一つとして、新たな支援者の担い手確保の観点から、「企業・団体への働きかけ」による支援に向けた検討について連携。

本市においては、ネッツ新庄店との連携を視野に、対象地区を設定のうえ、支援方法の検討のため、県・アドバイザー・自主防災組織・民生委員・市とで打合せを実施。

- ⇒地域における避難時の実態や、企業支援に対するニーズの聞き取りを実施
- ⇒今後の対応方針については県・アドバイザー等と調整予定

(3) 個別避難計画の作成

- ・上記(1)の内容を踏まえ、R5.12月に1件作成完了

3. 今後の検討事項

令和5年度末から6年度中においては、以下の事項について検討・実施を予定。

(1) 要支援者名簿登録者へのアプローチ方法の検討

職員が400人全員に訪問のうえ計画作成を行うことは非現実的

- ⇒庁内において、いつまでに、どのような方法で作成を行うかを検討・実施する

(2) 支援者の発掘

災害時要支援者名簿では、区長や民生委員を支援者とする登録が多い状況。

親族や近隣住民の支援を受けることができない方への支援者のマッチング

- (県モデル事業との連携、区長・民生委員・自主防災組織等との相談を想定)

個別避難計画策定実績について

大蔵村危機管理室 八鍬

計画作成の優先度

○避難行動要支援者名簿から優先度の高い住民の抽出

- ・避難行動要支援者名簿登録人数 161名



- ・令和2年7月豪雨災害村内被災世帯（床上浸水：9世帯）

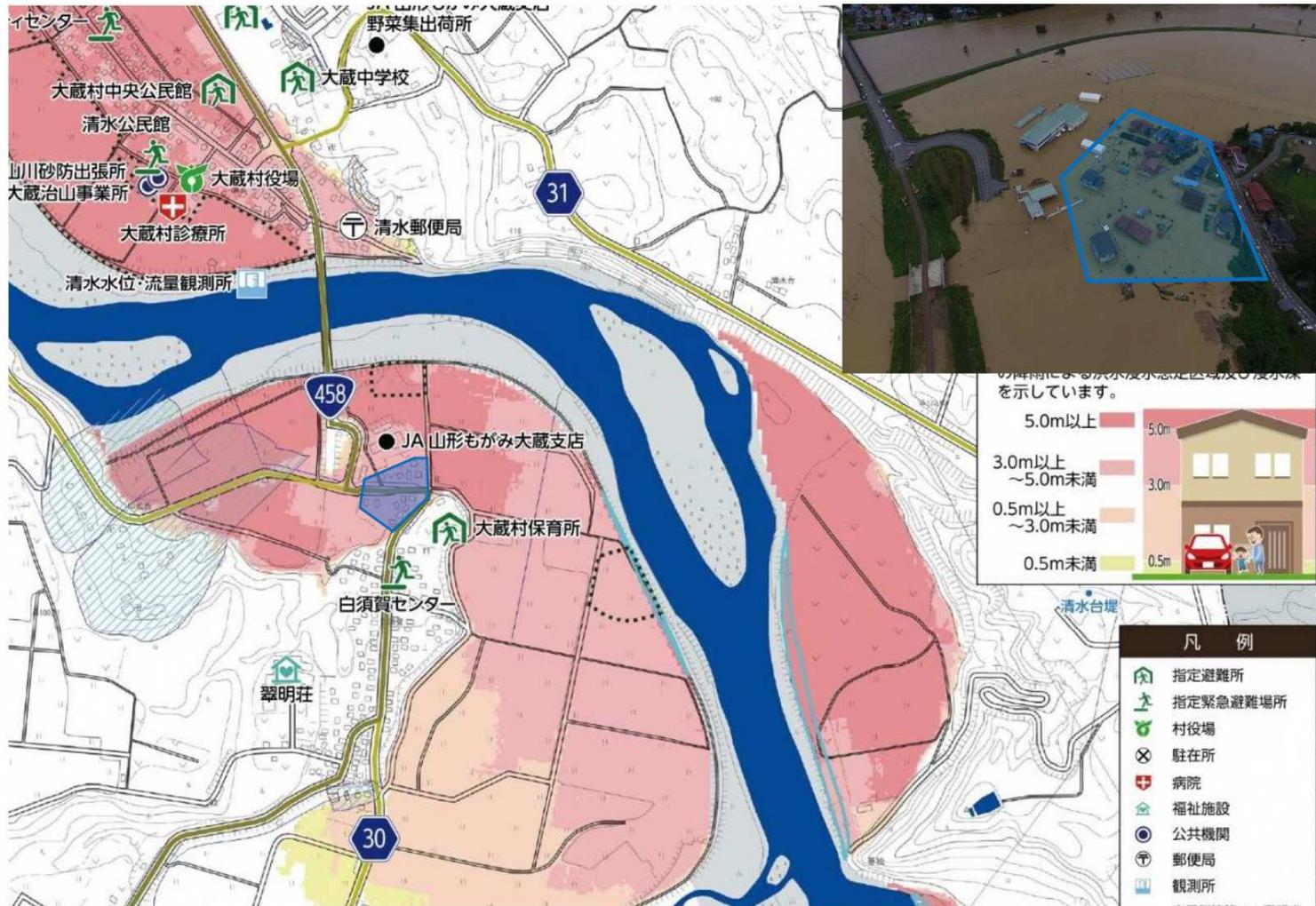


- ・被災家屋が多かった地区（床上浸水：3世帯）

ひとり暮らし高齢者2世帯 高齢者夫婦世帯1世帯



- ・被災地区周辺に住む高齢者のみ世帯5世帯
日中高齢者2世帯に決定



地区説明会～計画策定

○参 集

要支援者／地区代表／地区民生児童委員／地区住民

○同 意

説明会にて概要を説明し、7世帯から同意

○確 認（要支援者名簿掲載項目参考）

緊急連絡先／身体状況／避難先／支援者の聞き取り

○計画策定

3月1日現在7世帯の計画を策定し、関係部局の情報共有完了

成果と課題

○成果

- ・説明会で地域の問題を住民と共有することができた。

○課題

- ・最新の情報に更新するためのマンパワー不足
- ・支援者不足
- ・要支援者名簿をシステム管理している場合、計画策定と見做すことはできないか。（名簿と計画の記載内容はほぼ同じ）

小国町における個別避難計画の取組について

1 令和5年度の取組について

ケアマネージャー連絡会議に出席し、個別避難計画の概要についてケアマネージャーに説明。

ケアマネージャーが考える優先的に個別避難計画を作成した方がいいと思う方を情報提供してもらった。情報提供してもらったかたからさらに居住している箇所のハザード情報などから、今年度作成する方を絞り込んだ。絞り込んだ方については今後訪問、説明の上、同意をもらい作成する。

2 令和6年度の取組について

福祉カルテと個別避難計画は重複する内容が多く、福祉カルテの登録者は個別避難計画を必要とする方を高い割合で抱合していることから、福祉カルテと個別避難計画をそれぞれ作成することは作成者、登録者にとって負担が多だけでなく、管理や活用においても混乱の原因となる。このため、効率的な作成作業、管理を行っていくことで、防災、福祉担当で合意をしている。

スケジュール

R5 中 福祉カルテの作成を行っている社会福祉協議会との協議

R6.5 関係者協議

- ・作成の優先順位の設定
- ・居宅介護支援事業所、相談支援事業との意見聴取や情報共有、協同共有
- ・関係機関との調整

R6.9～ 地域、個人、自主防等への説明

優先順位の高い方から順次作成
作成した計画について関係機関と協議

3 計画作成における課題

- ・防災、福祉部門、社会福祉協議会ともに限られた人員で高齢者や障がいを持つ人などの、それぞれの個別の適切な対応策を提案していくことが困難に感じている。
- ・個別避難計画では、対象者が避難する上で必要とする支援策を考慮する必要がある。しかしながら、適切な支援策を提供するためには、十分な避難支援者が必要となるが、そのなり手も不足している。

個別避難計画 令和5年度取り組みの経過 ～飯豊町～

資料5-7
(飯豊町)

[時系列まとめ]

令和5年 3月27日	健康福祉課福祉室前任者からの引き継ぎ
6月14日	飯豊町自主防災組織連絡協議会総会にて個別避難計画作成の取り組みを告知
7月 5日～11日	町内5地区の民生委員・児童委員協議会を訪問し「個別避難計画作成」に係る協力依頼
8月24日	令和5年度山形県個別避難計画作成モデル事業によるヒアリング
10月20日	令和5年度山形県個別避難計画作成モデル事業 第1回災害時要配慮者避難体制構築推進会議
12月 9日	飯豊町自主防災組織連絡協議会主催による飯豊町防災研修会 (県個別避難計画作成モデル事業活用) ・自主防災組織役員の他に、民生委員・児童委員も参集 ・ワークショップ形式による個別避難計画の疑似作成体験
12月27日	要支援者台帳管理システム導入業務委託契約締結
令和6年 3月 1日	令和5年度山形県個別避難計画作成モデル事業 第2回災害時要配慮者避難体制構築推進会議

飯豊町自主防災組織連絡協議会 主催

令和5年度

飯豊町防災研修会

～個別避難計画の作成に向けて～

地域に誰一人取り残されないための個別避難計画。
作成には住民一人ひとりの理解と関係者の連携が不可欠です。
連携の仕組みや役割分担を知り、作り方を疑似体験しましょう。

日時 令和5年12月9日(土) 10:00～12:00

場所 めざまの里観光物産館2階コンベンションホール

定員 100名

対象者 自主防災組織代表者、民生委員・民生児童委員
部落長等、その他防災に興味のある方

第1部 講演

「地域の人のいのちを守るために、
地域で出来ること」

第2部 演習(地域毎のグループにて)

個別避難計画は「協力し合う」地域づくり

講師: 細谷 真紀子 氏
(防災士、県自主防災アドバイザー)



【申し込み・お問い合わせ】

総務課防災管財室 TEL: 0238-87-0695 (平日: 8:30～17:45)

※申し込み方法は裏面をご確認ください。



自主防災組織役員、民生委員・児童委員
及び関係者 約60人が出席



【個別避難計画作成にあたり、健康福祉課福祉室・総務課防災管財室の担当割り整理】

健康福祉課福祉室

【要支援者台帳管理システム構築】

- ・災害時要支援者登録
- ・いのちのバトン
- ・安心いきがい訪問
- ・配食サービス
- ・ひまわりサービス 等

- 要介護認定
- 障がい者手帳交付
- 75歳以上ひとり暮らし高齢者
 - ・75歳以上の高齢者のみ世帯
- 特に災害時の支援が必要と認められた者のうち、優先度の高い方を抽出

社会福祉協議会

◎令和6年2月現在

個別避難計画作成済件数 59件

総務課防災管財室

避難行動要支援者名簿

共有

消防署
警察署

自主防災組織・自治会等
民生委員・児童委員

個別避難計画

